

特定健康診査に係る診療情報提供事業 実施要領

1. 概要

この事業は、定期的な通院等を理由に、特定健康診査を受診しない人について、かかりつけ医が保有している診療情報が特定健康診査項目に相当する場合に、本人も同意のもとで、かかりつけ医から市国保に提供していただくことで、当該情報を保健事業の推進に役立てるとともに、特定健診の受診率の向上を図るものです。

2. 対象者

今年度の特定健診の対象者で特定健診受診が確認できていない人のうち、生活習慣病等で医療機関を受診していると思われる人

3. 実施期間

令和5年12月から令和6年2月末
(請求書の最終提出締切日は令和6年4月10日)

4. 事業の流れ (別紙:「事業の流れ(フロー図)」も参照ください。)

- ① 各市が対象者へ「特定健診診療情報提供用紙」を送付する。
- ② 対象者は通知内容を確認し、データ提供を希望する場合には、「特定健診診療情報提供用紙【表】」を記入する。
- ③ 対象者は、「特定健診診療情報提供用紙」と「返信用封筒」を通院している医療機関に提出する。
- ④ 医療機関は、今年度中に実施した対象者の検査データが特定健診の基本検査項目すべてを満たしているか判断する。
(満たしていない場合には、対象者に「特定健診診療情報提供用紙」等を返却する。)
- ⑤ 今年度中に実施した対象者の検査データが特定健診の基本検査項目すべてを満たしている場合、「特定健診診療情報提供用紙【裏】」を記入する。
任意項目以外はすべて記入すること。任意項目については、データを保有している場合に記入する。
なお、満たしていない場合、身長・体重・腹囲等の測定を、基本診療・再診料に含めることができる場合は、測定して不足項目を満たし、記入する。別途費用がかかる場合は、患者様負担も追加で生じることから、医師にてご判断いただく。
- ⑥ 提出された「特定健診診療情報提供用紙」を月ごとにまとめ、請求書を作成し、翌月10日までに各市に提出する。

医療機関にて
ご対応をいただく
内容

- ⑦ 各市は、提出された「特定健診診療情報提供用紙」の内容を確認したうえで、診療情報提供料として1件当たり2,800円を医療機関に支払う。

5. 今後の予定

- ① 令和5年12月上旬
各市国保より対象者に、「特定健診診療情報提供用紙」等の通知を発送
- ② 令和5年12月中旬～令和6年2月末
対象者の方が、「特定健診診療情報提供用紙」を医療機関に提出
- ③ 令和6年1月～令和6年3月までの各10日
対象者から提出を受けた月の翌月10日（最終締切日：令和6年4月10日）までに記入された「特定健診診療情報提供用紙」及び「請求書」を各市に提出する。

6. 注意点

- 記入していただく検査データの検査日は、「医師の総合判断の記入日」から3か月以内のものとしてください。
- 検査結果の記載もれがある場合は、返戻させていただくことがあります。
- 記載内容について、ご担当者様にお問い合わせさせていただくことがあります。
- 「請求書」は同封している書式をご使用ください。
- その他、Q&A もご確認ください。

7. Q&A

別添の「Q&A」をご参照ください。

8. 事業担当問い合わせ先

蕨市	戸田市
〒335-8501 蕨市中央5-14-15 蕨市役所 市民生活部 医療保険課 医療費給付係 電話 048-433-7736(直通) FAX 048-432-3228	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所 健康福祉部 保険年金課 国保給付担当 電話 048-299-6727(直通) FAX 048-444-5588